

議案第 4 2 号

水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 4 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例

水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和 4 1 年板橋区条例第 2 7 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、水防法（昭和 2 4 年法律第 1 9 3 号）第 4 5 条の規定による水防に従事した者に係る損害補償及び災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 8 4 条第 1 項（原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号）第 2 8 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償を的確に行うことを目的とする。

（損害補償を受ける権利）

第 2 条 水防法第 2 4 条の規定により水防に従事した者又は災害対策基本法第 6 5 条第 1 項（同条第 3 項（原子力災害対策特別措置法第 2 8 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第 2 8 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第 6 5 条第 2 項において準用する同法第 6 3 条第 2 項の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「水防従事者等」という。）が水防又は応急措置の業務（以下「水防業務等」という。）に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は水防業務等に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障

いの状態となったときは、区長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

第3条 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることはできない。

(損害補償の申請)

第4条 損害補償を受けようとする者は、板橋区規則（以下「区規則」という。）で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

(損害補償の基準)

第5条 損害補償の種類その他の損害補償の基準については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）に定められているものの例による。

(審査請求)

第6条 区が行う水防従事者等の死亡、負傷又は疾病が水防業務等に從事したものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服がある者は、区長に対して、審査請求をすることができる。

(報告・出頭等)

第7条 区は、審査又は損害補償の実施のため必要があると認めるときは、損害補償を受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

(損害補償費の返還)

第8条 区は、水防従事者等に対してこの条例の規定により、損害補償に要する費用を支給した後において、その支給額に錯誤があったことが判明したときは、当該水防従事者等に対して、その錯誤に係る額の返還を求めることができる。

2 偽りその他不正の手段により、損害補償を受けた者がいるときは、区は、その損害補償に要した費用に相当する金額の全部又は一部をそ

の者から返還させることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、区規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 この条例による改正前の水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第5条第2項及び第3項（同項第1号に該当する扶養親族に係る部分に限る。）の規定は、適用日から施行の日の前日までの間に支給すべき事由の生じた損害補償については、なおその効力を有する。
- 3 適用日から施行の日の前日までの間において、旧条例第5条第2項及び第3項（同項第1号に該当する扶養親族に係る部分を除く。）の規定に基づき支払われた損害補償（適用日から施行の日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）は、この条例による改正後の水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

(提案理由)

損害補償に係る規定を政令に準拠するものに改めるほか、所要の規定を整備するため、条例の全部を改正する必要がある。